

# 令和 8 年度 軽井沢町デマンドタクシー実証運行事業 ご利用案内

## 令和 8 年度主な変更点

- ・ 利用可能時間 午前 8 時 30 分～午後 4 時 00 分 ※利用可能時間内に乗車すること
- ・ 運行範囲 医療施設（歯科診療所および整骨院等除く）への通院を目的とする場合に限り、町外（御代田町、小諸市、佐久市）への月 1 回（往復）の利用可能とする  
ただし、町民のみとし、上記の利用の際は町外専用利用券が必要
- ・ 利用対象施設 飲食店・宿泊施設は利用対象外
- ・ その他 酒気を帯びている場合は利用不可（同乗者含む）  
町税等の滞納がある場合は登録不可  
（納付状況を確認のため、原則郵送交付）

軽井沢町  
(令和 8 年 3 月)

デマンドタクシー実証運行事業のご利用にあたって以下の点に注意してください。

## 1. 利用可能エリア

- ・ 軽井沢町内のみ（他の市町村での乗り降りはありません。）
- ・ 御代田町、佐久市、小諸市の医療施設（歯科診療所及び接骨院等を除く）  
※ 御代田町、佐久市、小諸市の医療機関への利用は、軽井沢町に住民登録をしている方に限り、ひと月に1往復のみ利用可能です。

## 2. 利用可能時間

平日の午前8時30分から午後4時（最終乗車可能時間）まで  
（土日祝日および12月29日から1月3日は利用できません。）

※ 最終乗車可能時間までに乗車を完了してください。

## 3. ご予約方法

利用にあたっては、必ず下記の町内タクシー事業者へ、ご利用前日の午前8時から当日の午後3時30分までに電話でご予約ください。

※ 駅など、タクシーが待機している場所から乗車する際も、電話での予約が必要

※ 予約の際は必ず、デマンドタクシー利用の旨をお伝えください。

タクシー事業者名※順不同	電話番号（市外局番0267）
浅間観光タクシー(株)	45-5264
(有)軽井沢観光	45-5408
第一交通(株)軽井沢営業所	42-2221
(株)ますや交通	45-5223
松葉タクシー(有)軽井沢東営業所	42-2181

## 4. 乗 り 方

- ・ 乗車地または降車地のいずれかに必ず自宅（自宅前）を含んでください。

例) 「乗り場：ご自宅—————→降り場：町役場」

「乗り場：木もれ陽の里————→降り場：ご自宅」

※ 目的地間は直通利用です。途中で他の場所に立ち寄ることはできません。

※ 御代田町、佐久市、小諸市は、医療機関以外での乗降はできません。

※ 飲食店、宿泊施設へのデマンドタクシー利用はできません。

※ 登録者、同乗者ともに飲酒している方は乗車できません。

## 5. 同 乗 者

- ・ 利用登録をした方の介助等を目的とし、乗降場所が同じ方に限ります。
- ・ 未就学児の利用登録者は必ず保護者と一緒にご利用下さい。
  - ※ 保育園、幼稚園等の送迎の際、未就学児の利用登録者の保護者のみでの利用はできません。

## 6. お支払い方法

「軽井沢町デマンドタクシー実証運行事業利用券」でお支払いください。

- ・ 町内専用券（500円）と町外専用利用券（1,000円）の2種類の利用券があります。事前に必用枚数を役場住民課窓口でお買い求めください。
  - ※ 本事業は、現金や他サービスの利用券との併用はできません。
  - ※ 利用券をお持ちでない場合は、本事業の利用ができません。運賃（迎車金を含む）は、現金でのお支払いとなりますのでご注意ください。

## 7. 自己負担額

### (1) 軽井沢町内の移動の場合

運賃（迎車料金を含む）	自己負担額
2,000円未満	利用券500円券×1枚
2,000円以上	利用券500円券×2枚

### (2) 御代田町、佐久市、小諸市の医療施設まで利用する場合

町外目的地	自己負担額
御代田町	(1)の利用券+町外用利用券1,000円券×1枚
小諸市・佐久市	(1)の利用券+町外用利用券1,000円券×2枚

### 【支払い例】

例1：自宅から軽井沢町役場まで（運賃2,000円未満）……500円券1枚

例2：自宅から軽井沢駅まで（運賃2,000円以上）……500円券2枚

例3：自宅から御代田町の医療施設（運賃2,000円未満）…500円券1枚+1,000円券1枚

例4：自宅から御代田町の医療施設（運賃2,000円以上）…500円券2枚+1,000円券1枚

例5：自宅から佐久市の医療施設（運賃2,000円以上）……500円券2枚+1,000円券2枚

なお、町外利用の際、配車完了後に予約がキャンセルされた場合は、利用の有無にかかわらずキャンセル料として下記の金額を利用者に負担していただきます。

予約目的地	キャンセル料
御代田町の医療施設まで予約した場合	5,000円
佐久市、小諸市の医療施設まで予約した場合	10,000円

## 8. 利用券の払い戻し

- ・ 利用券の有効期限は令和9年3月31日です。使いきれない利用券に関しては、有効期限から1か月後までであれば払い戻しが可能です。役場住民課③番の窓口にお越しください。
  - ※ 口座振り込みとなりますので、口座情報がわかるものをご用意ください。
  - ※ 払い戻し手続きには、専用の口座振込依頼書（役場窓口にて配布）の記入が必要です。

## 9. 利用登録証について

- ・ 本事業を利用しタクシーに乗車する際は、タクシー運転手へ利用登録証を必ずご提示下さい。
- ・ 登録書不携帯でのデマンドタクシーの利用はできません。
- ・ 有効期限は令和9年3月31日までです。（妊産婦は出産予定日から1ヶ月後）
- ・ 利用登録証は他人への譲渡、貸与は禁止です。

## 10. その他注意点

- ・ 町内住所登録者が町外へ転出したとき、別荘所有者が別荘を有しなくなったとき、別荘所有者と同一世帯に属さなくなったとき及び利用者の要件に当てはまらなくなったときは速やかに登録証を返却してください。
- ・ 万が一登録証が紛失、汚破損した際や、登録内容に変更等があった際は、再発行の手続きが必要です。（再交付の場合、改めて500円が必要）
- ・ 本事業は実証運行であるため、次年度の運行は確約されておりませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 利用券は、購入者以外への譲渡は禁止です。
- ・ 支払金額に誤りが確認できた場合は、利用券の追加徴収等をお願いする場合がございます。
- ・ ルールに反した利用を確認した場合は注意を行い、改善が見られない場合は登録の取り消しを行う場合がございます。

デマンドタクシー実証運行事業について不明な点がございましたら、お問い合わせください。

〒389-0192

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381 番地 1

軽井沢町住民課交通政策係

電話：0267-45-8540

FAX：0267-46-3165

Mail：kotsuseisaku@town.karuizawa.nagano.jp